

女川温泉の指定管理者の選定結果等について

女川温泉の指定管理者候補者の選定にあたり、女川町指定管理者選定委員会（以下「選定委員会」という。）は、申請団体から提出された申請書類に基づきプレゼンテーション審査、質疑等により審議を行い、指定管理者候補者を選定しました。

その結果を踏まえ、町では、女川町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の規定により、その管理を行うものについて、次のとおり選定しました。

1 指定管理者

（１） 団 体 名：女川町ゆぽぽコンソーシアム

（株式会社サンアメニティ・総合警備保障株式会社宮城支社 共同事業体）

代表団体：所 在 地 東京都北区王子三丁目19番17号

名 称 株式会社サンアメニティ

代表者氏名 代表取締役 吉澤 幸夫

2 指定管理者候補者としての選定理由

選定にあたり、審査基準に従い17項目を9人の審査委員により審査したところ、900点中740点で、当委員会が定めた指定管理者候補者として適格と認められるA評価となったため、指定管理者候補者として選定しました。（別紙「審査結果表」のとおり）

3 指定期間

令和5年4月1日から令和10年3月31日まで（5年間）

4 申請状況 公募による。

- ・指定団体数：1
- ・申請団体数：2（1団体については、辞退届提出）

5 指定管理者候補者の審査経過

（１） 選定委員構成

- ・委員長：女川町副町長
- ・委 員：外部有識者2名、教育委員会教育長、町職員5名 計9名

（２） 審査経過

期日	審査経過等
令和4年10月28日	第1回選定委員会 ・会議の趣旨及び選定委員会審議日程等協議 ・審査基準及び評価方法の説明及び審議 ・審査等（プレゼンテーション及び質疑）
令和4年11月14日	第2回選定委員会 ・審査評定集計結果説明 ・指定管理者候補者の選定 ・答申書（案）の審議

女川温泉指定管理者候補者審査結果表

審 査 項 目		計
1. 利用者の平等な利用の確保及びサービスの向上が図られるものであること。 【配点20点・合計180点】		151
(1) 運営及び維持管理の両面から具体的かつ適切な提案がなされているか。		39
(2) 自主事業計画など利用促進の内容は適切か。		40
(3) 利用者の要望の把握及び実現策は適切か。		37
(4) 苦情処理及び危機管理(防災・防犯・緊急時対応)の体制は整備されているか。		35
2. 施設の利用促進及び自主事業展開が、町の活性化に資するものであるか。 【配点30点・合計270点】		228
(1) 公の施設を管理運営する者として、熱意や意欲が感じられるか。		82
(2) 町や住民等との連携及び協力、自主事業の展開により、町の活性化が期待できるか。		72
(3) 施設の設置目的に基づく役割を積極的に果たすと期待できるか。		74
3. 施設の効用を最大限に発揮するものであること。 【配点10点・合計90点】		78
(1) 関係法令等に基づく施設の管理基準を理解し、法令の順守が見込まれるか。		38
(2) 地元雇用や町内業者の活用などの配慮がなされているか。		40
4. 施設の適切な維持及び管理並びに管理に係る経費の縮減が図られるものであること。 【配点20点・合計180点】		137
(1) 収支計画が適切で、管理運営の効率化が図られる見込みがあるか。		35
(2) 利用促進を含む収入増加のための方策は適切か。		34
(3) 管理運営経費の設定に無理はないか。		34
(4) 経費抑制のための方策は適切か。		34
5. 施設の管理を安定して行う人員、資産その他の経営の規模及び能力を有しており、または確保できる見込みがあること。【配点20点・合計180点】		146
(1) 法人等の基盤が安定し、経営状態に問題はないか。		38
(2) 指定管理業務に係る職員体制(人員配置・処遇・職員研修等)は十分なもののか。		38
(3) 類似施設の管理実績が良好であるなど、必要な管理運営能力が期待できるか。		37
(4) 第三者に行わせる予定の業務範囲は適切であるか。		33
委員点数 100点 × 委員9人 = 合計 900点		740
評価		A

評価	評価基準及び点数	
A	優れた候補者として選定できる	729点～900点
B	やや優れた候補者として選定できる	603点～728点
C	無難な候補者として選定できる	540点～602点
D	候補者として選定できないが、次点として評価する	360点～539点
E	候補者として選定できない	180点～359点

※各委員の合計点数が60点以上であった場合であっても、いずれかの評価項目において、最下位の評点が
あった場合については、候補者として選定できない扱いとする。